

## 令和 6 年度ヤングケアラー支援に関する施策について

- 1 人権ネットワーク事業【8,055 千円】( 県民生活部総務課 )
 

人権問題についての正しい理解と認識を深め、主体的にこれらの問題の早期解決に向けて取り組むこと等を目的として、人権啓発ビデオ( 令和 3 年度制作「夕焼け」テーマ:「ケアラー～だれもが人権尊重される社会を～」)を各種の人権研修会や学習会等で教材として活用するとともに、人権に関するタイムリーな情報を掲載した総合情報誌「ひょうご人権ジャーナルきずな」を発行する。
- 2 青少年のための総合相談「ほっとらいん相談」の開設【1,406 千円】( 男女青少年課 )
 

ひきこもり・不登校等の課題を抱える青少年のための総合相談及び、青少年を中心とするひきこもり専門相談として、精神保健福祉士等の資格を持つスタッフによる総合相談窓口( ほっとらいん相談 )を開設する。

  - ・相談日: 月・水・土( 週 3 回 )( 祝日 12/29～1/3 を除く )
  - ・実施時間: 午前 10 時から 12 時、午後 1 時から 4 時
- 3 「兵庫ひきこもり相談支援センター( 地域ブランチ )」の設置【19,250 千円】( 男女青少年課 )
 

地域相談会やアウトリーチ型の訪問支援等を通じてひきこもり者の支援を行うことを目的に、「兵庫ひきこもり相談支援センター( 地域ブランチ )」を、県内 5 地域のひきこもり支援団体等に委託して実施する。

  - 地域相談会: 年 1 回以上実施( 但し、播磨地域は年 2 回以上実施 )
  - 訪問支援事業: 月 2 回程度実施
  - 地域連携ネットワーク事業: 年 1 回程度実施
  - ひきこもりサポーターの活用: 随時実施
  - ひきこもりサポーターフォローアップ研修: 年 1 回程度実施
  - 市町支援事業: 地域内の県民センター・県民局単位ごとに年 2 回以上
  - 学校との連携強化事業の実施: 随時
- 4 ( 新 ) 学校との連携強化による地域の相談支援機能の充実【20,833 千円】( 男女青少年課 )
 

不登校児童生徒の中学校卒業・高校中退等の後も、適切な支援へ円滑に接続するため、学校と連携しながら支援を行う相談員を県内 5 箇所の地域ブランチに配置する。

目 的	不登校児童生徒の卒業・退学後における支援への円滑な接続と支援継続
業 務 内 容	学校からの情報の収集、学校・要支援者との対面による関係構築、卒業・退学後の本人・家族への訪問相談
配 置 場 所	地域ブランチ( 阪神、播磨、但馬、丹波、淡路 )

5 兵庫県ひきこもりサポーター育成事業の実施【485千円】(男女青少年課)

潜在するひきこもり者に早期に気づき、適切な支援へつなく体制を地域全体で構築するため、ひきこもり本人や家族等に対する支援に関心のある者を対象に、ひきこもりに関する知識(ひきこもりの概要、支援方法、支援上の注意点等)を修得させるひきこもりサポーター育成研修を実施する。

【初級コース：60分×4科目(計4時間)】

- ・育成目的：ひきこもり支援意識の啓発、地域ランチスタッフのサポート等
- ・対象者：ひきこもり本人や家族等に対する支援に関心のある者

【中級コース：60分×7科目(計7時間)】

- ・育成目的：市町、地域ランチでの居場所支援や訪問支援のサポート等
- ・対象者：・初級コースを修了した者

6 (拡)ヤングケアラー等支援体制の構築【12,336千円】(地域福祉課)

ヤングケアラー・若者ケアラー(以下、「ヤングケアラー」という。)の早期発見、悩みの相談支援、福祉サービスへの円滑なつながり等の支援を実施するとともに、市町における支援体制の構築を推進する。

市町の取組促進を図る支援モデル構築及びキャラバン研修の開催

相談事例や関係機関連携等にかかる市町支援マニュアルを作成するとともに、地域毎の支援体制を踏まえたキャラバン研修を実施

ピアサポートの全県的な展開・育成

ヤングケアラーを対象とした全県オンライン交流会、支援団体を対象とした情報交換会を開催

ヤングケアラー相談窓口の設置

- ・対応時間 月曜日～金曜日 9:30～16:30(祝日・年末年始を除く)
- ・相談形態 電話・メール・LINE
- ・連絡先 電話：078-894-3989 メールアドレス：yc@hacsw.or.jp

ヤングケアラー当事者支援グループ活動推進事業

当事者間で交流や悩み相談等のピアサポートを行う団体を支援するため、交流会の開催等にかかる経費を補助

- ・対象経費 ヤングケアラー等を対象にしたピアサポート等の交流事業に要する経費
- ・補助上限 50千円/回 1団体あたり4回まで

ヤングケアラー支援研修の実施

ヤングケアラーの抱える問題に気づく体制づくりのため、福祉、介護、医療、教育関係機関職員等を対象とした研修を実施

7 ヤングケアラー世帯への配食支援事業【6,336千円】(地域福祉課)

配食を行う民間事業者等と連携して、ヤングケアラーに対して食事の提供を行うとともに、ケアの必要な家族を適切な支援につなげる。

実施方法 入札により業者委託(R5:県社会福祉士会)

事業内容 週1回・3ヶ月間、世帯全員に弁当を配達

世帯支援 業者が配食内容の事後確認とあわせて世帯の状況を定期的に確認し、必要に応じて市町の関係部署(介護・障害・児童等)と連携し、ケア対象者を適切な福祉サービスにつなげる。

8 自立相談支援事業【17,964千円】(地域福祉課)

経済面のみならず、心身の不調、家族の問題等多様な問題を抱える生活困窮者からの相談に包括的に対応するとともに、その抱える課題を継続的に評価・分析し、自立に向けたプランの作成や支援サービス提供のための関係機関との調整等を実施する。

委託先

プロポーザルにより選定予定

支援対象者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者、現在は何とか生活が営めているが、早期の支援がなければ近い将来、生活保護となる可能性が高い者。

実施地域

12町(県が福祉事務所を設置し、所管する6健康福祉事務所管内)

9 子どもの学習・生活支援事業【10,537千円】(地域福祉課)

生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する学習支援、生活習慣・育成環境の改善、教育及び就労に関する支援を実施する。

10 民生委員・児童委員等の活動促進【156,741千円】(地域福祉課)

住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う民生委員・児童委員等の活動を支援する。

民生委員・児童委員活動の促進

新任及び中堅の民生委員・児童委員を対象とした研修を実施し、資質の向上を図るとともに、活動費用等を補助(政令市及び中核市を除く。)する。

また、市町民生委員児童委員協議会に対し、地域の関係機関との連携・協議等に要する費用を補助(政令市及び中核市を除く。)する。

民生・児童協力委員の設置と活動の促進

民生委員・児童委員に協力して見守り活動や市町の福祉施策の普及啓発などの福祉活動を行う民生・児童協力委員を民生委員1人につき原則2人設置する。

11 重層的支援体制整備事業【999,893 千円】(地域福祉課)

重層的支援体制整備事業交付金【999,593 千円】

さまざまな課題を有する者の支援について、市町が創意工夫をもって円滑に実施できる体制を整備するため、従来、介護、障害、子ども、生活困窮の分野毎に行われていた相談・地域づくりに関連する事業にかかる補助を一体的に執行できるよう、交付金を交付。

重層的支援体制整備促進事業【300 千円】

市町において重層的支援体制整備事業や地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、市町が推進する包括的な支援体制整備の後方支援を行う。

<実施内容>

事業の導入や円滑な運営を進めるため、全国的な先進事例の紹介や意見交換を行うための連絡会議の開催(年2回)

12 日常生活自立支援事業の運営支援【139,625 千円】(地域福祉課)

福祉サービスの情報提供、利用援助、日常的金銭管理等を行う「日常生活自立支援事業」を推進する兵庫県社会福祉協議会の運営費を補助し、兵庫県社会福祉協議会と市町社会福祉協議会が一体となって、福祉サービスを適切に利用することに不安のある高齢者・知的障害者等を支援する。

13 (拡)権利擁護支援体制整備・拡充事業【5,718 千円】(地域福祉課)

認知症高齢者や知的障害、精神障害のある方など、判断能力に不安がある方が、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるために、県域での連携により各市町の権利擁護支援体制づくりを支援する。また、そのための権利擁護サポーター養成研修等、各種研修を実施する。

14 「子ども食堂」応援プロジェクト【4,500 千円】(地域福祉課)

経済的な理由により食事が十分に取れていない貧困家庭等の子ども達又はひとり親家庭や共働き家庭等のため孤食の子ども達等に食事を提供する「子ども食堂」の立ち上げ経費を助成することにより、子ども達が空腹を満たすだけでなく、心のぬくもりを感じたり、友達や地域の大人との交流を図る等、地域の子どもの心のよりどころとなる空間づくりを応援する。

支援対象：県内で「子ども食堂」を開設しようとする団体

支援事業：月1回以上を想定 子ども対象10人以上

支援経費：調理器具(炊飯器、電子レンジ、冷蔵庫、鍋等)、家具、食器  
食品衛生責任者講習会の受講費用等

補助基準額 月2回以上:1カ所上限200千円

月1回:1カ所上限100千円

- 15 ひょうごフードサポートネット・アウトリーチ推進支援事業【6,500千円】(地域福祉課)  
生活困窮世帯に対し、関係機関が連携して食料配布などのサポートを行うとともに持続可能な支援体制を構築するひょうごフードサポートネットにおいて、フードバンクや子ども食堂等と連携して弁当や食材を生活困窮世帯へ届ける取組みを支援するとともに配食を通じ家庭の生活状況等を把握し、地域関係機関と連携した必要な支援へつなく
- ア 配食を行う子ども食堂への補助
    - ・対象 ひょうごフードサポートネットに参加する子ども食堂等運営団体
    - ・補助上限(備品等整備費)100千円、(配送にかかる燃料費等運営費)100千円
  - イ 子ども食堂へ食料供給を行うフードバンクへの補助
    - ・対象 ひょうごフードサポートネットに参加するフードバンク等運営団体
    - ・補助上限(備品等整備費)100千円、(配送にかかる燃料費等運営費)100千円
  - ウ ひょうごフードサポートネット連携体制推進にかかる補助
    - ・対象 県と共同して連携体制の推進にあたる県社会福祉協議会
    - ・対象経費 連携体制推進会議の開催費、広報費等
    - ・補助上限 500千円
- 16 地域包括支援センターの運営支援と機能強化【2,888千円】(高齢政策課)  
高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、市町が実施する地域支援事業等の取組みを支援する。うち、地域における高齢者等の相談窓口である地域包括支援センター(市町設置)の適正な運営のため、研修や会議の開催等を通じて市町の取組みを支援する。
- 17 介護技術等普及事業【2,237千円】(高齢政策課)  
家庭での介護負担を軽減することを目的として、家族や親族などを在宅で介護している方を対象に、経験豊かな介護職員等が介護技術の要点を教える「介護技術講習会」を県・市町で開催する。
- 18 介護支援専門員の更新研修等の実施(高齢政策課)  
介護支援専門員等の資質向上のため、実務経験年数に応じた専門研修や主任介護支援専門員に関する研修を実施する。
- 19 ひとり親家庭子育て未来応援事業【47,736千円】(児童課)  
「ひとり親家庭等の自立促進計画」に基づき、子育て、生活、自立に向けた就業等の面からひとり親家庭に対する自立支援事業を行う。  
特に、ひとり親家庭の身近な相談窓口となる母子・父子自立支援員に対して、ヤングケアラーの課題を含む、就労支援、離婚前後に直面する慰謝料、養育費、面会交流等に係る支援について、研修会を開催することを検討。

20 自立促進計画改定事業【654 千円】( 児童課 )

令和7年度からの自立促進計画の改定にむけて、有識者、母子福祉団体、自立支援員等で構成する委員会を設置し、令和5年度に実施した実態調査の結果を踏まえて、「ひとり親家庭等の自立促進計画」の改定内容を検討(年2回程度)する。

21 児童虐待防止のためのSNS相談事業【38,720 千円】( 児童課 )

児童虐待の未然防止や早期発見の観点から、子どもや保護者自身がより相談しやすい環境を整備していくことため、国が令和5年2月から運用開始した全国一元的なSNS相談支援について、外部委託により県内3自治体( 県、神戸市、明石市 )で一体的運用を実施する

- ・ 対 象 兵庫県内に居住する児童、保護者等
- ・ 内 容 児童虐待に関する相談、又は児童虐待につながる恐れのある子育てに関する相談  
その他子育ての不安、しつけ、育児、家庭内暴力、いじめ、不登校、家庭や家族の悩みなど、子どもや子育てに関する相談全般

22 児童虐待関係機関職員対応力向上事業【1,465 千円】( 児童課 )

市町の要保護児童対策地域協議会等での連携強化を図るため、市町の家庭児童相談担当職員に対して専門研修を実施し、市町の対応力の向上を推進

23 ( 拡 ) ひきこもり対策総合支援事業【15,340 千円】( 障害福祉課 )

併設の精神保健福祉センターと連携した、ひきこもり者の多数を占める発達障害や精神障害を抱える者への医療・福祉面からの介入支援から、就労援助、市町に対する後方支援を一体的に行うひきこもり総合支援センターを設置するとともに、民間支援団体等の支援者を含む支援の担い手の養成及び支援団体等ネットワークを構築することで、ひきこもり状態にある者への支援体制の構築を図る。

ひきこもり総合支援センターの運営( 県精神保健福祉センター内 )

- ・ ひきこもり電話相談 078-262-8050

相談日 : 火~金( 週4日 )( 祝日、年末年始除く )

実施時間 : 9:30~15:30

オンライン居場所の設置( 女性専用及び対面にも対応する居場所を追加 )

( 新 ) ひきこもり支援団体等ネットワークの構築

( 新 ) ひきこもり支援団体等運営力向上研修の実施

電子媒体を活用したひきこもり状態にある者の家族交流の場の設置

市町職員ひきこもり支援合同研究会の開催( 先行事例の紹介、事例検討など )

24 精神科病院入院患者等の家族支援事業【500 千円】( 障害福祉課 )

精神科病院入院患者の地域移行を支援するため、精神障害者が利用できるサービスや精神疾患の理解を深める家族教室を開催し、早期退院、再入院の防止を図る。

25 精神障害者の家族に対する相談（障害福祉課）

精神保健福祉センターにて精神障害者の家族に対する相談や家族教室（ひきこもり、家庭内暴力、薬物）を実施する。また、健康福祉事務所にて精神障害者の家族に対する相談を実施する。

26 相談支援・障害福祉サービスの質の向上に向けた人材養成事業【29,100千円】（障害福祉課）

障害者に対する相談支援事業に従事する相談支援専門員やサービス管理責任者等の養成研修や能力向上のための研修、市町の相談支援体制の整備に対する支援等を行う。

受講見込者数：3,000名

市町における相談支援体制の整備支援

27 障害者「110番」運営事業【3,800千円】（障害福祉課）

障害者等からの権利擁護に係る相談をはじめ、就労、結婚、介助、福祉機器、人間関係、住環境の改善などの一般相談や財産関係などの専門的な法律相談など幅広い相談を行う。

28 認知症・高齢者相談の実施【1,482千円】（健康増進課）

県民総合相談センターにおいて、高齢者及びその家族が抱える認知症を含む各種の心配ごと、悩みごとに対応するため、認知症の人と家族の会（月・金）及び兵庫県看護協会（水・木）による電話相談を実施する。

<電話番号> 078-360-8477（10:00～12:00、13:00～16:00）

29 「ひょうご・しごと情報広場」における就職支援【54,133千円】（労政福祉課）

「ひょうご・しごと情報広場」において、求職者に対し個人のレベルに応じた相談窓口の案内、情報提供を行うとともに、年齢、ニーズの内容に応じてハローワークや地域若者サポートステーションなど専門の就業支援機関へ誘導するなど、早期の就職に向けたワンストップサービスを提供。

また、大学・短大等の卒業予定者や概ね39歳以下の就職希望者のしごと探しをサポートするため、「ひょうご・しごと情報広場」内に「若者しごと倶楽部（ジョブカフェひょうご）」を設置し、キャリアカウンセリングやセミナーを実施。

30 高校生心のサポートシステムの推進【69,264千円】（高校教育課）

高校生のいじめ等の問題行動や不登校等の課題に対応するため、家庭・地域・関係機関との連携によるいじめ、暴力行為等の問題行動に対し実践的に取り組む。

キャンパスカウンセラーの配置

- ・ 配置校数 全県立高等学校及び中等教育学校 147校
- ・ 回数 学校当たり週1回程度

### 心のサポートシステム推進校の指定

- ・ 指定校 43校
- ・ 内容 いじめ対応や不登校に関する重層的支援に向けた実践・研究  
自殺予防に関する重層的支援に向けた実践  
よりよい人間関係を形成する力を育む実践・研究

### 31 カウンセリングマインド研修（高校教育課）

スクールカウンセラー配置事業・高校生心のサポートシステムとして実施

「いじめ対応チーム」専門研修（年1回）

- ・ 対象 各高等学校の「いじめ対応チーム」構成員  
175校（全県立高校及び特別支援学校）
- ・ 内容 専門的なカウンセリング技法、  
いじめの様態や背景にある最新知見等

#### 校内研修

- ・ 対象 全県立高等学校等教職員
- ・ 回数 1回以上
- ・ 講師 専門研修を受講した「いじめ対応チーム」メンバー、  
キャンパスカウンセラー等
- ・ 内容 専門的なカウンセリング技法、  
いじめの様態や背景にある最新の知見等

### 32 その他の研修等の実施（高校教育課）

生徒理解を基盤とした生徒指導を推進し、学校全体で生徒指導の充実に取り組むため対応能力の向上をめざす。

#### 生徒指導部長会

- ・ 対象 全高等学校等教職員  
185校（全県立高校、市立高校及び特別支援学校）
- ・ 回数 年間1回

#### 各地区の生徒指導協議会

- ・ 回数 年間数回

### 33 （拡）ひょうご不登校対策プロジェクト【221,543千円】（義務教育課）

校内サポートルーム（校内教育支援センター）における不登校児童生徒への学習、生活の支援等、個に応じた支援を行う。

不登校児童生徒支援員（外部人材）の配置を支援

- ・ 配置数：中学校...各校に1人、小学校...市町ごとに4校に1人  
市町の実情に応じて柔軟に対応する
- ・ 実施手法：市町への補助（1/2）



34 スクールカウンセラー配置事業【474,714千円 一部国庫】(義務教育課)

児童生徒のいじめ、暴力行為等の問題行動及び不登校等に適切に対応するため、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを公立小・中学校に配置し、児童生徒・保護者の心の相談等を行う。

配置校数 小学校：143校 (R5：134校)

中学校・義務教育学校・中等教育学校：全校配置(政令市を除く)

内 容 ・児童生徒へのカウンセリング  
・保護者等に対する助言・援助  
・教職員を対象とするカウンセリングマインド研修の実施等

派遣時間 年間210時間

35 市町スクールソーシャルワーカー配置補助事業【45,769千円 一部国庫】(義務教育課)

児童生徒の置かれた様々な環境の問題により学校だけでは解決困難なケースについて、関係機関との連携・調整や児童生徒の置かれた環境への働きかけ等により早期の解決を図るため、市町のスクールソーシャルワーカー(社会福祉士等)配置を支援する。

配置数 全中学校区(政令市・中核市を除く：166中学校区)

配置時間 週1日 7時間45分

負担割合 県1/3、市町2/3

資格要件 社会福祉士・精神保健福祉士の資格を有する者(原則)  
又は、福祉・教育分野において専門的な知識・技術を有する者

36 SNSを活用した教育相談体制の構築【31,246千円 一部国庫】(義務教育課)

従来の音声通話や面談等における相談に加え、児童生徒が気軽に相談できるようにするため、SNSによる相談を実施する。

相談体制の整備	・相談期間	通年実施
	・相談受付時間	毎日17:00~21:00(4時間)
	・相談員	2回線(7月：3回線)
	・相談者	原則、児童生徒

周知カードの作成

SNS相談窓口のQRコード等を印刷したカードを県内全児童生徒へ配布

37 学校問題サポートチームの設置 【140,310千円 一部国庫】（義務教育課）

複雑化する学校課題に対し、教育事務所長のリーダーシップのもと、効果的・機動的な支援を行う「学校問題サポートチーム」を設置し、県教育委員会事務局内の学校問題支援室との連携を図る。

設置場所 6 教育事務所

構成員 チームリーダー、学校支援専門員、スクールソーシャルワーカー（社会福祉士等）、スクールカウンセラー（臨床心理士等）、弁護士、精神科医、メンタルヘルスアドバイザー 等

内 容 ・生徒指導に関すること（問題行動、不登校、児童虐待、性暴力等）  
・教員の指導力向上に関すること（授業改善、学級経営、ICT活用等）  
・特別な支援を要する児童生徒への対応に関すること  
・教職員の非違行為及び資質向上に関すること  
・教職員のメンタルヘルスに関すること